

# 『住居確保給付金』のご案内

※利用には要件があります。

支給額	●次の金額を上限として、家賃の実費分について支給（一部支給の場合あり） 1人世帯：45,000円 2人世帯：54,000円 3人世帯：59,000円	受給中の義務 (離職・廃業の場合)	①ハローワークへの求職申込 ②常用就職を目指す求職活動を行うこと ③月に4回以上の自立相談支援機関との面談等 ④月に2回のハローワークにおける職業相談等 ⑤週に1回以上の企業等への応募・面接の実施
支給期間	原則3ヶ月 ※月1回収入状況等確認の上、支給	支給方法	貸主等への直接振り込み (代理納付)

住居確保給付金の支給対象要件			申請書に添付するものなど					
①	離職などにより経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること		本人確認書類	運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、在留カードなど				
②	(1)離職等の日から2年以内であること (2)給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にあること		離職関係書類 (離職または廃業の場合)	離職票、解雇通知書、退職証明書、廃業届などいずれか				
③	離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと		収入関係書類	収入のある者について申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し(給与明細書、通帳、手当に関する通知など)				
④	申請月の世帯収入合計額が下表の基準額以下であること			預貯金関係書類	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の通帳等の写し ※ <b>記帳をしてから</b> 、通帳自体をお持ちください			
	区分	全額支給できる場合の基準額			一部支給できる場合の収入基準額	求職活動関係書類	公共職業安定所から付与された求職番号がわかるもの	
	1人世帯	81,000円以下			81,000円に家賃額を加えた額以下		賃貸契約書の写し	契約書原本をお持ちください
	2人世帯	123,000円以下			123,000円に家賃額を加えた額以下			※家賃額とは共益費、管理費等を除いた額になります。  ※申請される前に、現状について聞き取りをさせていただきます。  ※申請書とともに上記添付書類をご提出いただき、受理となった後、実際の支給決定に必要な手続きを進めさせていただきます。  ※個人事業主の方の利用については別途要件がありますのでお問い合わせください。
3人世帯	157,000円以下	157,000円に家賃額を加えた額以下						
4人世帯	194,000円以下	194,000円に家賃額を加えた額以下						
⑤	申請時の世帯預貯金合計額が下表以下であること							
	区分	金額						
	1人世帯	486,000円以下						
	2人世帯	738,000円以下						
	3人世帯	942,000円以下						
	4人世帯以上	1,000,000円以下						
	再々延長の申請時における資産要件は、基準額に3を乗じた額（当該額が50万円を超える場合は50万円）になります。							
⑥	公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと(離職・廃業の場合)		<b>まずは、お電話でお問合せください。</b>  <b>(問合せ先)</b> <b>羽村市役所 社会福祉課 生活自立相談窓口</b>  <b>電話 042-555-1111 (内線 107・477)</b>					
⑦	国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。							
⑧	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと							